

立川市消防団員の任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 4 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 23 条第 1 項の規定による。

立川市消防団員の任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例

立川市消防団員の任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例（昭和38年立川市条例第8号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(任用の基準)</p> <p>第2条 消防団長（以下「団長」という。）が、市長の承認を得て任命する消防団員は、次の各号に掲げる者でなければならない。</p> <p>(1) 市内に<u>在住し、在勤し、又は在学する</u>18歳以上の者</p> <p>(2) ……略……</p> <p>(欠格事項)</p> <p>第4条 消防団員が次の各号の一に該当する場合には、その身分を失う。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>(3) <u>第2条第1号に該当しなくなったとき。</u></p> <p>(4) ……略……</p> <p>(5) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p>	<p>(任用の基準)</p> <p>第2条 消防団長（以下「団長」という。）が、市長の承認を得て任命する消防団員は、次の各号に掲げる者でなければならない。</p> <p>(1) 市内に<u>居住する</u>18歳以上の者</p> <p>(2) ……略……</p> <p>(欠格事項)</p> <p>第4条 消防団員が次の各号の一に該当する場合には、その身分を失う。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>(3) <u>市外に転出したとき。</u></p> <p>(4) ……略……</p> <p>(5) <u>禁こ</u>以上の刑に処せられたとき。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。